

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

株式会社日本システムクリエイティブ

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主（弊社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に締める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます。）を公開する事が義務付けられました。（労働派遣法第23条第5項）

弊社における情報提供を下記のとおり公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（該当割合に少数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

対象期間：2022年4月～2023年3月

派遣労働者の数（1日平均）	1人
派遣先の数	1社
マージン率	44.8%
教育訓練に関する事項	安全衛生教育、ビジネス・ヒューマンスキル研修、ITマネジメント研修、スキル向上研修、5S教育、個人情報保護に関する研修等
派遣料金の1日あたりの平均額	29,867円（1日8時間あたり換算）
派遣社員の賃金の平均額	16,500円（1日8時間あたり換算）

マージン率に含まれるもの

- ・社会保険料：雇用主負担の労災保険・雇用保険・社会保険・厚生年金保険
- ・福利厚生費：健康診断費用・レクリエーション費等
- ・教育研修費：教育訓練研修費、資格取得費等
- ・派遣元経費：営業担当者の人件費、オフィス賃借料、光熱費、事務消耗品費、通信費等
- ・営業利益

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日）
- ・協定労働者の範囲（事務用機器操作員に従事する従業員）